

事務連絡
令和7年10月22日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

消費者庁食品衛生基準審査課

食品、添加物等の規格基準の誤植について

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）については、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第29号）により、「第2 添加物の部」の内容の一部を改正しましたが、一部に誤植があったことから、別紙のとおり正誤表を送付いたします。つきましては、別紙の内容について関係者への周知をお願いするとともに、その円滑な運用に御配意をお願いします。

なお、本件については、別途、規格基準告示の改正を行う際に、併せて修正を行う予定であることを申し添えます。

食品、添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号)「第2 添加物の部」正誤表

分類	品名等	項目	誤	正
D 成分規格・ポリリン酸 保存基準各条		定量法	酸化リン (V) (P₂O₅) の含量 (%) $M_S \times 2.291 \times 100$ $= \frac{\quad}{M_T} \times 100$ ただし、M_S : 検液 5 mL 中のリン (P) の質量 (g) M_T : 試料の採取量 (g)	酸化リン (V) (P₂O₅) の含量 (%) $M_S \times 2.291 \times 100$ $= \frac{M_T}{\quad} \times 100$ ただし、M_S : 検液 5 mL 中のリン (P) の質量 (g) M_T : 試料の採取量 (g)